

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正を不要と判断したもの

9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から59年2月までの期間及び60年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月から59年2月まで
② 昭和60年10月から61年3月まで

昭和58年2月に会社を退職した時、国民年金に任意加入した方が有利になるからと、夫がA町(現在は、B市)役場で国民年金の再加入手続きを行い、国民年金保険料も、夫が納付書で納付していたので、保険料額は記憶にない。申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B市が保管するA町の国民年金収納簿には、申立人が昭和56年12月18日に国民年金の資格を喪失したことが記載されている上、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の再加入は61年4月1日とされており、申立期間は未加入期間であることが確認でき、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は、申立人の夫が共済組合の被保険者であるため、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となり、遡って国民年金に加入することができない上、未加入期間とされているため、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 510

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から61年3月まで

国民年金には20歳から加入し、昭和48年に結婚したが、国民年金保険料は続けて納付していた。

夫の会社から賞与が出た時は市役所に出向いて窓口で1年分を前納していた。

昭和61年4月に第3号被保険者になるまで、国民年金保険料は全て納付していたことを覚えているので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月1日に第3号被保険者になるまで国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、A市役所の被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人は60年6月28日に国民年金の資格を喪失し、61年4月1日に同資格を再取得（第3号被保険者）していることが記録されており、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認できる。

また、申立期間は、A市の被保険者名簿及びオンライン記録では未加入期間とされているため、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 511

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から50年3月まで
昭和45年11月、A社を退職後、B市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、15万円と5万円の2回に分けて遡ってB市役所で納付した。
申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は昭和38年7月5日に国民年金の資格を喪失した後、50年4月に国民年金に再加入していることが確認できるが、申立期間中に国民年金に加入したとする記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、昭和45年11月を除く申立期間において、申立人の夫は、厚生年金保険被保険者であるため、妻である申立人は国民年金の任意加入対象者となることから、申立人は、遡って国民年金の被保険者となることはできず、保険料を納付することができない。

さらに、申立期間は、53か月と比較的長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 512

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 57 年 8 月までの期間、60 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 3 月から 57 年 8 月まで
② 昭和 60 年 3 月及び同年 4 月

平成 2 年 2 月頃、勤務していた会社から独立して自営業となるため、国民年金の加入手続をした。

加入手続の際、区役所の担当者から、20 歳以降の国民年金加入期間において国民年金保険料の未納期間があったため、納付を勧奨され、一括で納付した。

申立期間の国民年金保険料は一括で納付したことを覚えているのに、オンライン記録では未納期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同記号番号の直後の任意加入者の加入記録により、昭和 63 年 4 月に払い出されていることが推認でき、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付したと申し立てている平成 2 年 2 月頃において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、国民年金保険料の特例納付の実施期間でもないことから、区役所の担当者が既に時効となった保険料の納付勧奨を行うとは考え難い。

さらに、申立期間は、32 か月と比較的長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1072

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 26 日から 42 年 7 月 21 日まで
国（厚生労働省）の記録によると、A社で勤務していた昭和 37 年 3 月 26 日から 42 年 7 月 21 日までの期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の記録が記載されている欄に脱退手当金の受給を示す『脱』の表示が確認でき、当該被保険者名簿において、申立人の記録が見られるページ及びその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の被保険者資格喪失日である昭和 42 年 7 月の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失している者 38 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14 人に支給記録があり、14 人全員について同名簿に『脱』の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の 42 年 9 月 27 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、脱退手当金を受給した記憶が無いと供述しているが、このほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1073

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月27日から25年3月1日まで
昭和24年4月からA業務に従事していた。同年11月に組織の変更があったものの、そのままA業務に従事しており、B事業所（現在は、C事業所）に勤務していたことに間違いはない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A業務に従事していたと申立てているところ、D機関が保管する従業員台帳によると、申立人は昭和24年11月10日からE部門に勤務していること（終期不明）、25年2月1日からF部門に勤務していること（終期不明）、同年3月1日からG部門に勤務していること（終期不明）が確認できる。

しかしながら、E部門及びF部門は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、事業所名の一部に「H」、「I」、「J」、「KL」の名称が含まれる厚生年金保険の適用事業所について、日本年金機構に照会したところ、「H」の名称を含む厚生年金保険の適用事業所の記録は無く、「I」又は「J」の名称を含む厚生年金保険の適用事業所は2事業所、「KL」の名称を含む厚生年金保険の適用事業所は1事業所、「LK」の名称を含む厚生年金保険の適用事業所は8事業所確認できるが、それぞれの厚生年金保険適用事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無い上、M、N、O及びP事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立期間中に申立人の氏名の記載は確認できない。

さらに、C事業所は、申立期間当時の人事記録、当時の職員録等に申立人

の名前が無い上、採用したかどうかについて確認できないと回答している。

加えて、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立期間中に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和24年11月27日付けでB事業所に係る被保険者資格を喪失し、25年3月1日付けで同資格を取得していることが確認でき、これ以外に申立人の厚生年金保険被保険者期間に係る記録は確認できない。

その上、申立人は申立期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

佐賀厚生年金 事案 1074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 27 日から 56 年 4 月 11 日まで
昭和 54 年 11 月 27 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、同社の C 支店に位置付けられていた D 社にて勤務した。社会保険事務所（当時）に照会をしたところ、D 社に勤務した期間の記録が見当たらないとの回答であった。同僚の記録はあるのに自分の記録が無いことに納得がいかない。
自分が事業所から取り寄せた在籍証明書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人に係る人事記録、在籍証明書及び同僚の供述から、申立人が申立期間において D 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 59 年 9 月 26 日資格取得と記載されており、それ以前の期間において申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したとする記載は無く、整理番号に欠番は無い。

また、A 社及び同社 E 支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票において、申立期間に資格を取得している被保険者を確認したが、申立人の氏名の記載は無い上、整理番号に欠番は無い。

さらに、B 社に照会したところ、当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料控除の有無については不明と回答している。

加えて、B 社で事務担当をしていた同僚は、「申立人の厚生年金保険の加入及び保険料の控除については分からないが、厚生年金保険料を控除している従業員が厚生年金保険に未加入だったとしたら、年に一度の算定基礎届を

提出する際に気付くと思う。」と供述している上、申立人も給与明細書等を所持していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

その上、雇用保険の記録によると、申立人の申立期間に係る被保険者記録は無い上、昭和 56 年 4 月 11 日付けでA社E支社に係る被保険者資格を取得しており、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1075

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月から 37 年 9 月まで
(A 事業所)
② 昭和 51 年 3 月から 54 年 1 月まで
(B 事業所)

年金事務所に厚生年金保険の記録照会をしたところ、昭和 36 年 8 月から 37 年 9 月までの期間において勤務した A 事業所 (C 市) と、51 年 3 月から 54 年 1 月までの期間において勤務した B 事業所の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

間違いなく勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立事業所の住所、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立事業所を特定できないため、D 組合に照会したところ、同組合は、当時、C 市に A 事業所という名称の事業所が 4 事業所あったと思われると回答している。

この 4 事業所のうち、厚生年金保険の適用事業所である 2 事業所に申立人の勤務の有無について照会したところ、両事業主は、申立人は当事業所では勤務していない、当時の資料が無く申立人が勤務したかは不明であると回答している。

また、上記の厚生年金保険の適用事業所ではない 2 事業所は、いずれも既に廃業しており、D 組合の事務員等によると、両事業主は既に死亡し従業員の連絡先も不明であるとしている。

これらのことから、申立人が勤務した申立事業所を特定することができず、

申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該期間のうち、昭和 37 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、申立人は、申立人の夫の政府管掌健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できる。

さらに、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を所持していないことから、当該期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶する当該事業所の上司の記録が記載されていることから、勤務期間の特定はできないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記の被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、当該期間に係る整理番号に欠番は無い上、申立人の B 事業所における雇用保険の加入記録も見当たらない。

また、上記の上司は、申立人のことを記憶していないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、B 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当該期間の人事記録及び賃金台帳等の資料は無い上、申立人も当該期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

加えて、当該期間のうち、昭和 51 年 3 月 15 日から 54 年 1 月 22 日までの期間については、申立人は国民年金に任意加入し、51 年 3 月から 53 年 6 月までの保険料を納付していることが確認できる上、51 年 3 月 15 日から 53 年 5 月 18 日までの期間については、申立人は申立人の夫の政府管掌健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1076

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 8 日から 34 年 4 月 1 日まで
昭和 30 年 4 月に A 社 B 支所 C 支部に入社し、34 年 3 月末まで勤務したが、国（厚生労働省）の記録によると、30 年 8 月 8 日から 34 年 4 月 1 日までの同社に係る厚生年金記録が未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社 B 支所 C 支部で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A 社 B 支所 C 支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 30 年 4 月 1 日付けで同社に係る被保険者資格を取得し、同年 8 月 8 日に同資格を喪失したとする記録があり、同年 8 月 8 日以降の申立期間において、申立人が同社に係る被保険者資格を取得したことを示す記載は無く、整理番号に欠番は無い。

また、A 社 B 支所 C 支部の同僚は、「当時、A 社 B 支所は C 支部以外に D 支部、E 支部、F 支部が近隣にあり、支部間の異動もあった。」と供述しているところ、D 支部、E 支部、F 支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の記録は見当たらない上、整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和 30 年 4 月 1 日付けで A 社 B 支所 C 事業所（C 支部）に係る被保険者資格を取得し、同年 8 月 8 日付けで同資格を喪失していることが確認でき、上記の被保険者名簿と一致している。

加えて、A 社 B 支所 C 支部は、昭和 38 年 10 月に閉鎖しており、同社本社

は、同社B支所C支部に係る人事記録、賃金台帳等を保存しておらず、申立人も申立期間における給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。